

鳥取県告示第455号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成22年7月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
鳥取県	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150	育成医療、更生医療（脳神経外科、肝臓移植（抗免疫療法））	平成22年7月1日
医療法人賛幸会 理事長 田中 彰	鳥取市野寺62-1	訪問看護ステーションはまゆう	鳥取市野寺62-1	育成医療、更生医療	〃
社会福祉法人米子市社会福祉協議会 会長 後藤 巖	米子市錦町一丁目139-3	社会福祉法人米子市社会福祉協議会よどえ訪問看護ステーションいずみ	米子市淀江町淀江1110-1	更生医療	〃